

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の導入に向け、平成20年度から検討を始めることとした。

2. 環境配慮契約に係る事項

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達について、関係省庁等の契約例を参考に一般競争入札の導入に向けて検討する予定である。

環境配慮契約を推進するための体制として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」に基づき整備された「グリーン調達推進体制」を活用し、基本方針を踏まえた契約について今後検討していく。